

日本学生支援機構

ソーシャルファイナンス・フレームワーク

2023 年 4 月

## 1. 独立行政法人日本学生支援機構

### 1-1. 設立経緯と理念・目的

独立行政法人日本学生支援機構(以下「本機構」という。)は、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号。以下「機構法」という。)に基づき、日本育英会の奨学金貸与事業や、それまで財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人が実施してきた留学生関連交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査などの事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する独立行政法人として、平成16年4月1日に設立されました。

グローバル化が進出し知的創造性が社会発展を支える重要な基盤となりつつある今日、時代の変化に柔軟に対応できる創造性豊かな人材の育成が強く求められており、このため、学生の課題探求能力を涵養し、国際理解を推進するとともに、意欲と能力のある学生に対する修学環境を整えることが今後ますます重要な課題となっています。

本機構は、このような理念を達成するために設立されており、機構法第3条に規定する「我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする」を達成するため、学生等に対する支援に係る国、大学等との役割分担のあり方を踏まえ、学生支援に関するナショナルセンターたるに相応しい機能を担っていくことを業務遂行の基本方針とし、意欲と能力のある者が等しく修学の機会を得、自由かつ有意義な学生生活を送ることができるように取り組んでいます。

本機構の近年の大きな取組みとしては、従来の貸与奨学金に加え、平成29年4月から給付奨学金を実施し、令和2年4月からは、「高等教育の修学支援新制度」により、給付奨学金の大幅拡充を行いました。同時に、新型コロナウイルス感染症の拡大への緊急対応として、「学生支援緊急給付金」の支給を行うとともに、「緊急特別無利子貸与型奨学金」を実施しました。また貸与奨学金の返還困難者への負担軽減策も合わせて実施し、大規模自然災害の被災学生への迅速な支援にも力を入れています。

2040年に必要とされる人材と高等教育の目指すべき姿等を取りまとめた「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月26日 中央教育審議会答申)において、『学生支援という観点から、平成29年度からは「給付型奨学金」及び「第1種無利子奨学金の所得連動返還型奨学金制度」が開始された。さらに、「新しい経済パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、2020年4月から所得が低い家庭の子供たちを対象とした大学等の授業料減免と給付型奨学金の拡充を行う方針が決定』とうたわれており、本機構はこれらの施策の一翼を担っていると認めます。

## シンボルマーク



グリーン色の部分は、若者が可能性をひらくすがたを“翼”のかたちであらわしています。

オレンジ色の部分は、若者たちを支援する日本学生支援機構の役割を“掌”のかたちであらわしています。

この2つの図形が合体し、アルファベットの“S”をかたちづくっています。

**“S”はStudent Servicesの頭文字を意味しています。**

翼のグリーン色は、若者たちが成長していくすこやかさを、掌のオレンジ色は、若者たちを見守る日本学生支援機構の理念と活動の姿勢をあらわしています。

### 1-2. 学生支援の取組み

学生支援に関するナショナルセンターである本機構の事業は、「奨学金事業」、「留学生支援事業」、「学生生活支援事業」の三本柱です。

これら三つの事業を通じて、我が国の学生の学びを支える重要なインフラを提供する学生支援のナショナルセンターとして、次代の社会を担う人材の育成に貢献します。これにより、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」の他、目標8「働きがいも経済成長も」、目標10「人や国の不平等をなくそう」といった目標達成にも貢献していると考えます。

三事業の概要は次のとおりです。

#### ① 奨学金事業

本機構の主要事業の「奨学金事業」は、日本国憲法及び教育基本法に定める「教育の機会均等」の理念の下、経済的理由により修学が困難な優れた学生等に学資の貸与及び給付を行っています。

大学・大学院・高等専門学校・専修学校(専門課程)で学ぶ学生・生徒に対し、第一種奨学金(利息無し)、第二種奨学金(利息付き)を貸与するとともに、特に経済的に困難な学生・生徒を対象として給付奨学金を支給しています。

当該奨学金のうち、ソーシャルファイナンスにより調達した資金は、貸与型の第一種奨学金及び第二種奨学金に充当します。

このうち第一種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校・専修学校(専門課程)に在学する学生及び生徒を、第二種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)に在学する学生及び生徒を対象としており、いずれの奨学金も人物・学力・家計について各基準に基づき総合的に判定し、貸与対象者を決定しています。

#### ② 留学生支援事業

グローバル化が進展する中、留学生交流を一層推進するため、外国人留学生の受入れ・日本人留学生の派遣の両面から、奨学金の支給、情報提供等の支援事業を行っています。

外国人留学生の受入れについては、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するため、日本留学情報の提供、日本留学試験の実施、日本語教育・進学予備教育の実施、学資の支給と援助、宿舎に係る支援、留学生交流推進、フォローアップ等、留学前から留学後までを通じて支援しています。

日本人学生の海外留学推進については、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を支援するため、学資の支給・援助、海外留学情報の提供等、多様な事業を行っています。

### ③ 学生生活支援事業

キャリア教育・就職支援や障害のある学生等への支援など、政策上特に重要性が高いものについて、好事例の収集・提供、調査、研修等を通じ、大学等の取組みを支援しています。

キャリア教育・就職支援については、大学等における多様なインターンシップなど、キャリア教育の取組拡大を支援するとともに、産業界とも連携して産学官連携教育を推進するため、セミナー等の開催、好事例の収集・発信等を行っています。

また、年々増加している大学等に在籍する障害のある学生や固有のニーズがある学生の支援として、大学等における障害学生支援の体制整備等の実態調査、ハンドブックや事例集の作成、セミナー等を行っています。

学生生活・学生生活支援の状況等を把握することを目的とした各種調査や、学生支援の喫緊の課題に対応したセミナー等を実施しています。



## 2. ソーシャルファイナンス・フレームワーク

本機構は、平成 30 年よりソーシャルボンドの発行を行ってきたところ、より多様な投資家様に対して本機構の社会課題解決への取組みをご理解いただくため、令和 5 年度よりソーシャルローンの調達も開始します。

本フレームワークは、国際資本市場協会 (ICMA) が定めるソーシャルボンド原則 (SBP) 2021、ロ

ーン・マーケット・アソシエーション(LMA)、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション(APLMA)及びローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション(LSTA)が定めるソーシャルローン原則 2023、及び金融庁のソーシャルボンドガイドライン 2021 年版に適合しており、以下 4 つの柱について定めています。本機構は、本フレームワークに基づき、ソーシャルボンド及びソーシャルローンによる調達を実施します。

1. 調達資金の使途
2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング

本機構の資金管理は次のとおり、国の関与を受ける仕組みとなっています。独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 29 条の規定により文部科学大臣が定める中期目標に基づき、本機構は通則法第 30 条に定める中期計画を作成し、資金計画や短期借入金の限度額等を定め、文部科学大臣の認可を得る仕組みとなっています。また、毎年度、資金調達の実績等を含む業務実績について、業務実績等報告書を通じて通則法第 32 条の規定に基づき、文部科学大臣より評価を受けることとなっています。個別の債券発行及び長期借入金の調達においては、機構法第 19 条の規定により文部科学大臣の認可を得ることとなっています。

本機構における組織的な資金管理の取組みとしては、組織運営規程に基づき民間資金調達に関する方針等を審議する委員会を毎年度開催し、年間資金計画の審議を行っています。



## 2-1. 調達資金の使途

本フレームワークに基づき調達された資金は、意欲と能力があるにもかかわらず経済的理由により修学環境を整えることができない学生等を対象として、貸与する奨学金に充当します。具体的に

は、ソーシャルローンにより調達した資金は第一種奨学金及び第二種奨学金の財源となり、ソーシャルボンドにより調達された資金は第二種奨学金の財源となります。

従って、本フレームワークに基づき調達された資金が奨学金貸与事業以外の事業に充当されることはありません。

## 2-2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

奨学生の選考については、機構法、独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号)、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年文部科学省令第23号)、本機構が定める業務方法書及び貸与奨学規程等に基づき、学校長からの推薦があった者について、機構が実施しています。機構の奨学生採用に関する業務を担当する課が選考を行っており、選考結果については部内の統括課に報告され、理事が決裁しています。原則として、基準を満たす申請者全員に対して貸与します。

選考においては、人物、学力及び家計の各基準に基づいて機構が総合的に判断しており、各基準の内容等については業務方法書等に明記されており、その内容は公表されています。

## 2-3. 調達資金の管理

ソーシャルファイナンスにて調達された資金は、その全額が本機構財務部によって、他の奨学金の資金等とは別に管理します。

ローンにより調達した資金について、第一種奨学金のための資金は第一種奨学金専用の預金口座において、第二種奨学金のための資金は第二種奨学金専用の預金口座において、送金財源に充当されるまで管理します。

ボンドにより調達した資金は、第二種奨学金の送金日の2営業日前を入金日としており、送金日まで、第二種奨学金専用の預金口座で管理され、調達額全額を送金財源に充当します。

調達資金は、資金繰表(日繰及び月繰)により財務部において管理され、貸与奨学金に全額充当される仕組みとなっています。また、資金繰りの状況については、定期的に文部科学大臣等へ報告しています。仮に災害等の発生により、奨学金の送金が延期になった場合には、本機構において管理を継続し、延期等の原因となった事象が解消され次第、直ちに送金を行います。

## 2-4. レポーティング

本機構においては、毎年度、業務実績等報告書、財務諸表等の公表を行っています。

業務実績等報告書の作成においては、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会の意見を聴取した上で、理事会での審議及び理事長の決定がなされています。理事長が決定した業務実績等報告書は、文部科学大臣に提出され、評価を受けています。

財務諸表等については、事業報告書及び決算報告書とともに監事及び会計監査人の監査を受けた上で、理事会の審議を経て、理事長が決定しています。理事長が決定した財務諸表等は、文部科学大臣に提出され、承認を受けています。

また、本機構は、プロジェクトへの充当状況ならびに社会的便益について、毎年、「資金充当・社会的インパクトレポート」により報告しており、今後も行います。

「資金充当・社会的インパクトレポート」においては、本機構の事業、奨学金の概要に加え、調達資金の充当状況等について、ソーシャルファイナンスにて調達した資金の残高がある限り、実務上可能な範囲で以下の内容を報告します。

### ① 資金充当状況レポート

- プロジェクトの概要
- 年度での資金充当額
- リファイナンス比率(年度末時点)
- 未充当額(年度末時点)

### ② インパクト・レポート(社会的便益)

適格事業	アウトプット	アウトカム	インパクト
第一種奨学金 第二種奨学金	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年度別奨学金貸与人員(万人)</li> <li>• 年度別奨学金貸与金額(億円)</li> <li>• 奨学金の返還に関する各種制度</li> <li>• 奨学金利用にあたっての情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基準を満たす申請者のうち奨学金を貸与された奨学生の割合</li> <li>• 高等教育機関で学ぶ学生の奨学金の利用者割合</li> <li>• 高等教育機関への進学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境の整備</li> <li>• 次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成</li> </ul>

※本機構は、貸与奨学金のほか、修学支援新制度として給付奨学金も実施。